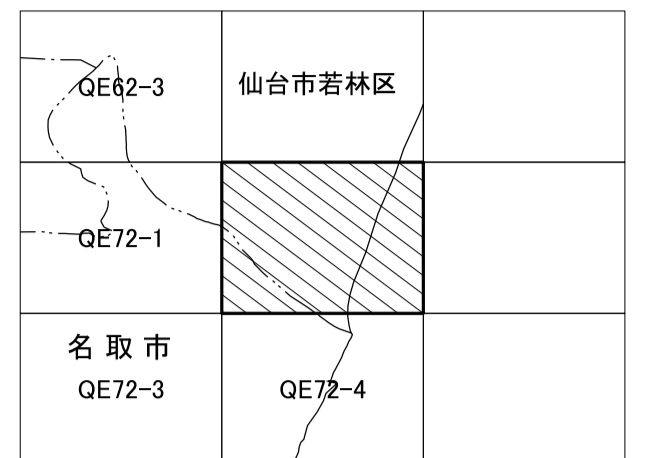


X-QE 72-2



凡 例				
用途地域	容積率	建ぺい率	外壁の構造 の指定	建築物の 高さの制限
第一種低層住居専用地域	60	40	1.0m	10m
第一種中高層住居専用地域	200	60	-	-
第一種住居地域	200	60	-	-
第二種住居地域	200	60	-	-
準住居地域	200	60	-	-
近隣商業地域	300 200	80	-	-
商業地域	400 200	80	-	-
準工業地域	200	60	-	-
工業地域	200	60	-	-
工業専用地域	200	60	-	-
無 指 定	200	70	-	-

	都市計画道路
	交通広場・駅前広場
	都市計画公園・緑地
	墓 園
	高度利用地区
	土地区画整理事業
	地区計画
	トラクターミナル
	火 葬 場
	公共下水道排水区域

仙 台 市
若 林 区

座標系の測地系は JGD2011 を指定する
JGD2011 は平成 23 年 10 月 21 日時点の測量法施行令
(昭和 24 年政令第 322 号) 第 2 条及び第 3 条を典拠とする
投影は横メルカトル図法
図面に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は 0.5 キロメートル
図面に表示してある経緯度目盛は 10 秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は 2 メートル

平成 22 年測量
平成 28 年修正
令和 6 年修正

1. 令和 5 年 4 月撮影空中写真
2. 令和 5 年 9 月現地調査

1:2,500

「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。
(助言番号) 令5東公第204号」

本図は世界測地系(JGD2011)による測量成果である。

計画機関名 名 取 市
作業機関名 国際航業株式会社

X-QE 72-2